

令和6年度ポストコロナ経営力強化支援事業委託業務 企画提案募集要領

この要領は、「令和6年度ポストコロナ経営力強化支援事業委託業務」を委託する業者を選定するにあたり、優れた企画力や遂行力をもつ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、運営経験などを有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は、愛媛県の令和6年度当初予算の成立を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

1 業務の目的

コロナ禍における経済社会の変化、脱炭素への社会的要請の高まり、人口減少に伴う市場の縮小、物価やエネルギー価格の高騰などの社会環境変化に対応した中小企業者の競争力強化が求められる中で、総合経営支援拠点「CONNECT えひめ」の運営による地域のサプライチェーンを俯瞰した戦略的な中小企業者支援により、ポストコロナを勝ち抜く地域産業構造の基盤を強化することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度ポストコロナ経営力強化支援事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

90,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

3 参加者の資格要件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国又は地方自治法から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けてない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

- (6) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (7) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(6)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

4 スケジュール(予定)

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、次のスケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	2月16日(金)	
参加表明書及び質問書提出期限	3月8日(金)	様式1、2、4
企画提案書提出期限	3月18日(月)	様式5
審査会(予定)	3月下旬	

※各日において、受付時間は執務時間中(月曜日から金曜日。祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

5 応募書類等

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和6年3月8日(金)午後5時まで

① 参加表明書(様式1) 正本1部

- ・共同企業体は様式1-1を提出すること。

② 誓約書(様式2) 正本1部

- ・共同企業体は様式2-1、2-2を提出すること。

③ 付属書類 各1部

- ・会社等の概要(様式任意 既存のパンフレット等可)

※参加を取り下げる場合は、3月15日(金)までに参加辞退届(様式3)正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和6年3月8日(金)午後5時まで

① 質問書(様式4)

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。

- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問(ポストコロナ経営力強化支援事業)」とすること。

- ・電子メール送付後、「9 問い合わせ先・提出先」へ電話により質問書の受信確認を行うこと。

- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限 令和6年3月18日(月)午後5時まで

① 企画提案書表紙(様式5) 8部(うち正本1部)

② 企画書(様式任意) 8部(うち正本1部)、電子データ(PDF形式)

- ・企画書は20頁以内を目安とし、A4判両面印刷により提出すること。
- ・仕様書に基づき、企画提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色がわかりやすいものとし、具体的には、次の内容を含めること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

項目	内容
企画概要・総括	・企画提案する内容の全体構成、コンセプト、PRポイント等について記載すること。
業務遂行能力 ・実施体制	・本事業の遂行に有益な知見を有しているか、事業を効果的に実施できるか等について記載すること。 ・緊急時の連絡体制、再委託の有無、従事予定者の手持ち業務など、具体的な実施体制について記載すること。
実施方法	・本事業の目的を達成するうえで効果的な企画案について記載すること。 ・プル型支援業務やプッシュ型支援業務の運営方法について具体的に記載すること。
追加提案	・業務の目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、更なる成果の向上に資する追加提案があれば、具体的に記載すること。
スケジュール	・全体スケジュール及び進行管理について、可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。

③ 見積書(様式自由) 8部(うち正本1部)

- ・提案内容の実施に直接必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。また、(3)②の企画書の電子データ(PDF形式)については、電子メールで提出すること。
- ・なお、(2)の質問書は電子メールでの提出のみとする。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟3階
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課
(メール: keieishien@pref. ehime. lg. jp)

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示しては

ならない。

- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。提出された書類を応募者に無断で二次的な使用を行うことはないが、審査等の必要に応じ複写することがある。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求められることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

愛媛県が別途設置予定の審査会により、(3) 審査基準に基づき、提出された企画提案書をもとに審査を行う。

審査は、書面審査又は企画提案者によるプレゼンテーション（オンライン）により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションを実施する場合

① 実施日：令和6年3月下旬（予定）オンラインでの実施

② 持ち時間：30分（説明15分・質疑応答15分）（予定）

③ 順番：5（1）参加表明書の受付順とする。

④ その他：

- ・プレゼンテーションは、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
- ・プレゼンテーションは、WEB会議アプリケーション「ZOOM」を利用し、県が企画提案者を招待する形で実施する。企画提案者は事前に「ZOOM」を利用できるよう必要な準備を行うこと。
- ・審査会は、非公開とする。また、企画提案者は他の提案者のプレゼンテーションを視聴することはできない。
- ・プレゼンテーションの実施日時及び実施内容等の詳細は別途通知する。
- ・応募者が5者以上のときは、プレゼンテーションに先立ち、審査会において書面による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。なお、プレゼンテーション参加の可否については、企画提案者に対し、事前にお知らせする。

(3) 審査基準

- ・次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を理解し、具体性、妥当性、実現性を伴う提案となっているか。 ・成果や事業の継続性、発展性が見込まれているか。
事業遂行の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を遂行できる体制を確保し、各業務に必要な人員を配置しているか。 ・業務工程ごとのスケジュールは適切で効率的か。
事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化や脱炭素への対応など、ポストコロナを見据えた事業者支援となっているか。 ・支援機関及び金融機関と連携した事業内容、ノウハウ移転可能な内容になっているか。
専門知識	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するために必要な知識、知見を有し活用されているか。
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の考え方（積算）は適当か。

(4) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

(5) その他選考に関する留意事項

- ① 次に該当する場合は企画提案書の提出を無効とするので留意すること。
 - ・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合
 - ・参加者の資格要件を満たさない事業者や選考過程で資格要件を満たさなくなった場合
 - ・見積書の金額が、2（4）委託料上限額を超える場合
 - ・その他不正な行為があった場合
- ② 企画提案書作成及び審査会への参加並びにこれらに係る付帯作業の経費等は企画提案者の負担とする。
- ③ 参加表明書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、企画提案への参加を辞退したものとみなす。

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 契約の方法

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先・提出先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 地域産業係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟3階

電話：089-912-2484 FAX：089-912-2479

メールアドレス：keieishien@pref.ehime.lg.jp